

令和2年度

## 商店街アイデア実現プロジェクト事業

### 商店街の募集について

京都府では、商店街を舞台に商店街と協力・連携して実現したいアイデアを募集しました。商店街のにぎわいづくりに活用したいアイデアの実現に、ぜひご応募ください。

※アイデアの実施主体は提案者である団体・グループとなります。

※アイデアは一覧をご参照ください。

#### 1 事業の目的

商店街の賑わいづくりを進めるとともに、外部の団体やグループと商店街の新たな関係づくりを推進することを目的としています。（既に商店街とのつながりがある団体・グループとのマッチングは対象外となります。）

#### 2 事業の流れ

##### ① 団体・グループからアイデア（企画）を募集

令和2年3月23日（月）～令和2年4月23日（木）

令和2年3月23日から4月23日まで募集したところ、11件のアイデアが提出されました。

##### ② 応募されたアイデアを京都府のホームページ等で提示し、実施場所となる商店街を募集

募集期間：令和2年5月20日（水）から6月19日（金）

（マッチング状況により追加募集を実施します。）

##### ③ 団体・グループと商店街を京都府がマッチング

商店街からの応募結果を府から団体・グループへ通知し、実施の意向を確認します。（複数商店街から応募がある場合は、実施希望商店街を確認）

府から、候補商店街へ意向を伝えますので、団体・グループと商店街によりアイデアの実現に向け詳細を協議いただき、事業実施の合意に至った時点で、実施合意書（様式3）を提出してください。

※ 商店街の応募状況等に応じて、団体・グループとのマッチングができない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

##### ④ 応募団体・グループが主体となり両者の協力により事業を実施

（～令和3年3月31日までに完了）

※ 補助金の交付申請・実績報告は、事業を実施する団体・グループが行います。

#### 3 応募方法

応募申込書（様式2）に必要事項を記載の上、下記まで提出してください。

【提出方法】 郵送、電子メールまたは FAX

【提出先】住所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入  
京都経済センター3階 商店街創生センター  
e-mail: shotengai-c@pref.kyoto.lg.jp  
FAX：075-366-4365  
(※提出後、電話による到着確認をお願いします)

【問合せ先】電話：075-342-0303 (担当 松本)

## 4 その他

京都府は事業の実施合意までのマッチングを行います。合意後は、提案者である団体・グループとの協議の上、事業を進めていただくこととなります。なお、団体・グループとの間に生じたトラブルについて、府は責任を負いかねますのであらかじめ御了承ください。

## 【参考】事業の概要

### 1 募集したアイデア

団体・グループが主体となって実施するもので、商店街のにぎわい創出や来街者の増加が見込まれるなど、商店街振興につながる取組  
※自社商品やサービスの提供など営利だけの目的で実施される事業は対象外。

### 2 対象となる団体・グループ

商店街の活性化につながるアイデアを持つ団体・グループ  
(構成員3人以上、法人・任意団体は問わない。定款(または、規約・会則)を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができるもの)  
ただし、以下の団体・グループは対象外とします。

- ・代表者が18歳未満の団体
- ・暴力団員又は暴力団密接関係者が関与する団体
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体

### 3 補助対象経費(補助金の交付先は実施団体・グループになります。)

【補助率】3/4(ただし、1団体あたり20万円を上限とする。)

- ・人件費、報償費、旅費、消耗品、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、委託料

【対象とならない経費の例】

- ・団体・グループの運営に必要な経常的な経費(電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な固定費と区分ができない経費も含む。)
- ・個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞等)
- ・仕入れに係る経費
- ・飲食・接待費
- ・備品購入費(耐用年数が1年を超える比較的長期の使用に耐えるもの)